

申込みに必要な書類

- 貸付申請書
- 戸籍謄本（母又は父及び児童又は子の戸籍が分かるもの）
- 世帯の全員に係る住民票記載事項証明書又は住民票の写し
- 借受人・連帯借受人・連帯保証人の印鑑登録証明書
- 母又は父及び連帯保証人の収入を明らかにする書類
- 生活費収支内訳
- 資金の種類に応じ必要な書類（「4 資金一覧」をご覧ください。）
- その他借受人等の状況や申込みの内容により必要な書類（相談時に各窓口でご確認ください。）

利子・連帯保証人等（資金により取扱いが異なります。）

【①修業・就職支度（児童分）・修学・就学支度資金の場合】

- 無利子
- 母又は父が借受人となる場合は、児童又は子が連帯借受人となります。
- 母又は父の収入状況等により連帯保証人が必要な場合があります。

【②上記以外の資金の場合】

- 事業開始・事業継続・技能習得・就職支度（母又は父分）・医療介護・生活・住宅・転宅・結婚資金
 - 原則、連帯保証人を立てていただき無利子での貸付けとなります。
- ただし、収入を明らかにする書類及び生活費収支内訳により償還可能であると判断でき、かつ、連帯保証人を探す努力をしてもなお、困難であると認められる場合は、連帯保証人を立てずに有利子での貸付けもできます（利子は年1％）。

※連帯保証人の要件・運用は区市により異なる場合があります。

5 相談・貸付けから償還(返済)までの流れ



申請を受けてから、資金を交付するまでは通常一か月以上かかります。
お早めに、まずはご相談ください。

住所や連絡先等に変更があった場合には必ずご連絡ください。

6 貸付け・相談の窓口

区市名	担当部署	電話番号	区市名	担当部署	電話番号
千代田区	保健福祉部生活支援課	03-5211-4126	立川市	子ども家庭部子育て推進課	042-523-2111
中央区	福祉保健部子育て支援課	03-6278-8403	武蔵野市	子ども家庭部子ども子育て支援課	0422-51-5131
港区	子ども家庭支援部子ども家庭支援センター	03-5962-7214	三鷹市	子ども政策部子育て支援課	0422-45-1151
新宿区	子ども家庭部子ども家庭課	03-5273-4558	青梅市	こども家庭部子育て応援課	0428-22-1111
文京区	福祉部生活福祉課	03-5803-1915	府中市	子ども家庭部子育て応援課	042-335-4240
台東区	区民部子育て・若者支援課	03-5246-1232	昭島市	子ども家庭部子ども未来課	042-544-5111
墨田区	福祉保健部生活福祉課	03-5608-1295	調布市	子ども生活部子ども家庭課	042-481-7095
江東区	生活支援部生活応援課	03-3647-7512	町田市	子ども生活部子ども家庭支援課	042-724-4419
品川区	子ども未来部子育て応援課	03-5742-6589	小金井市	子ども家庭部子育て支援課	042-387-9836
目黒区	子育て支援部子ども家庭支援センター	03-5722-9862	小平市	こども家庭部子育て支援課	042-341-1211
大田区	大森生活福祉課	03-5843-1028	日野市	健康福祉部セーフティネットコールセンター	042-514-8546
	調布生活福祉課	03-3726-5551	東村山市	健康福祉部自立相談課	042-393-5111
	蒲田生活福祉課	03-6715-8800	国分寺市	福祉部生活福祉課	042-325-0111
	椚谷・羽田生活福祉課	03-3741-6521	国立市	子ども家庭部子育て支援課	042-576-2111
世田谷区	世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	03-5432-2915	福生市	子ども家庭部こども家庭センター課	042-539-2555
	北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	03-6804-7525	狛江市	子ども家庭部子ども若者政策課	03-3430-1111
	玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	03-3702-1189	東大和市	子ども未来部子ども家庭支援センター	042-563-2111
	砧総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	03-3482-1344	清瀬市	福祉子ども部生活福祉課	042-492-5111
	烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	03-3326-6155	東久留米市	子ども家庭部児童青少年課	042-470-7736
渋谷区	福祉部生活福祉課	03-3463-2544	武蔵村山市	子ども家庭部子ども子育て支援課	042-590-1152
中野区	健康福祉部生活保護課	03-3228-5637	多摩市	子ども青少年部子ども・若者政策課	042-338-6833
杉並区	杉並福祉事務所高円寺事務所	03-5306-2611	稲城市	子ども福祉部子育て支援課	042-378-2111
	杉並福祉事務所荻窪事務所	03-3398-9104	羽村市	子ども家庭部子ども家庭支援センター	042-555-1111
	杉並福祉事務所高井戸事務所	03-3332-7221	あきる野市	健康福祉部生活福祉課	042-558-1111
豊島区	子ども家庭部子育て支援課	03-3981-2119	西東京市	子育て支援部子育て支援課	042-460-9840
北区	福祉部生活福祉課	03-3908-9046			
荒川区	子ども家庭部子育て支援課	03-3802-4983	(町村部)		
板橋区	板橋福祉課	03-3579-2322	西多摩福祉事務所	保護担当	0428-22-1168
	赤塚福祉課	03-3938-5126			
	志村福祉課	03-3968-2331	(島しょ部)		
練馬区	練馬総合福祉事務所	03-5984-4742	大島支庁	総務課福祉担当	04992-2-4421
	石神井総合福祉事務所	03-5393-2802	三宅支庁	総務課福祉担当	04994-8-5011
	光が丘総合福祉事務所	03-5997-7714	八丈支庁	総務課福祉担当	04996-2-1112
	大泉総合福祉事務所	03-5905-5263	小笠原支庁	総務課行政担当	04998-2-3230
足立区	足立福祉事務所中部第一福祉課	03-3880-5875			
	足立福祉事務所中部第二福祉課	03-3880-5419			
	足立福祉事務所千住福祉課	03-3888-3142			
	足立福祉事務所東部福祉課	03-3605-7129			
	足立福祉事務所西部福祉課	03-3897-5013			
	足立福祉事務所北部福祉課	03-5831-5797			
葛飾区	子育て支援部子育て応援課	03-5654-8276			
江戸川区	人権・男女共同参画推進センター	03-6231-8150			

この貸付金はお住まいの区市
(八王子市を除く。右記※参照)が窓口です。

(町村部にお住まいの方は、
西多摩福祉事務所及び支庁が窓口です。)

相談窓口

※八王子市では、中核市移行に伴い八王子市母子及び父子福祉資金を実施しています。
八王子市にお住まいの方は、八王子市役所にお問い合わせください。
担当部署：八王子市子ども家庭部子育て支援課
電話番号： 0 4 2 - 6 2 0 - 7 3 6 2

東京都 母子及び父子福祉資金

貸付けのごあんない

1 この資金は…

- 都内に6か月以上（※1、※2）お住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満のお子さん等を扶養している方への貸付金です。
貸付けが自立につながると判断され、償還（返済）の計画を立てることができる方が対象となります。

- 修学・就職・転宅等、目的により12種類の資金に分かれており、必要な額を各資金の限度額内でお貸ししています。（詳細は中面「4 資金一覧」をご覧ください。）

(※1) 修学・就学支度資金は、申請時点で都内にお住まいの方も対象になります。また、転宅資金のご相談・ご申請は、新居住地の各窓口です。
(※2) 八王子市では中核市移行に伴い八王子市母子及び父子福祉資金を実施しています。八王子市にお住まいの方は八王子市役所にお問い合わせください。

2 償還(返済)について

この資金は、借り受けた皆様からの償還金が、他のひとり親家庭の皆様へ貸し付ける財源となります。無理のない償還計画を立て、必ず償還してください。

3 償還(返済)方法

各資金ごとに設定されている償還期限内に元利均等払い（年賦・半年賦・月賦のいずれか）となります。償還期限は不測の事態の場合も含め、この期間まで延長できる最長の期間であり、当初の償還計画はこれより短い設定をお願いします。
(各資金の償還期限は中面「4 資金一覧」をご覧ください。)

※就学支度資金や修学資金を借り受けた後、令和2年4月1日から実施されている高等教育の修学支援新制度による支援が決定し、授業料等減免に伴う還付金や給付型奨学金の過月分の給付が行われた場合には、貸付額のうち、新制度による給付に相当する額について、それぞれの給付を受けた日から6か月以内に償還していただく必要があります。

Welfare Loan for Single-parent Households

In order to secure welfare of children in single-parent households and to support financial independence of these households, loans for twelve different purposes, such as starting new business, completing school education, living expense or relocation, are available with or without interest.

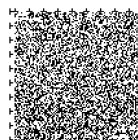
For further information, please contact your local municipal office.

東京都福祉局

※本パンフレットは制度の概要を掲載しています。
例外規定等もありますので、まずは各窓口にご相談ください。

右記は音声コード(*)です。

*音声コードとは、視覚に障害がある方が専用の文書読み上げ装置によりパンフレットの内容を読み取るためのコードです。



R260

本パンフレットは令和2年4月1日より使用しています。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷物の紙をリサイクルできます。

このパンフレットの発行は東京都福祉局子供・子育て支援部育成支援課(福祉資金担当)です。TEL:03-5320-4126



4 資金一覧

本パンフレットにおいて「児童」とは、配偶者のない女子又は男子が扶養する20歳未満のお子さん等をいいます。また「子」とは、配偶者のない女子又は男子が扶養する20歳以上のお子さん等をいいます。
※「子」のために貸付けを受けるには他に20歳未満のお子さんを扶養している必要があります。

(令和6年4月1日現在)

資金の種類			貸付けの条件			主な添付書類			
資金の名称	貸付利用対象		貸付金の内容	貸付限度額（この金額内で必要額を貸付けます。）	据置期間		償還期限(最長) ※据置期間経過後		
事業開始資金	母・父・ 母子・父子 福祉団体	—	事業を開始するのに必要な設備費・什器・機械等の購入資金	(母子・父子福祉団体の場合 3,470,000円 5,220,000円)	貸付けの日から 1年間	7年以内	1 事業計画書 2 事業資金見積書 3 申請者本人名義の官公庁の許認可書の写し（許認可を必要とする事業の場合） 4 金融機関の発行する預金の残高証明書 5 戸籍の身分証明書 6 現事業を明らかにする書類（事業継続資金の場合） 7 保証意思宣明公正証書の写し（保証人をたてる場合） 8 その他必要な書類（詳しくは窓口にご確認ください。）		
事業継続資金	母・父・ 母子・父子 福祉団体	—	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金	1,740,000円	貸付けの日から 6か月	7年以内			
技能習得資金	母・父	—	母又は父が事業を開始するため又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（授業料、入学金など）	知識技能を習得する期間中（5年以内） 月額68,000円 自動車運転免許を習得する場合 460,000円	知識技能習得 期間満了後 1年間	20年以内	1 合格通知書等の入学（入所）予定を明らかにする書類（入学（入所）後は知識技能を習得する施設の長の発行する在籍証明書又は入学（入所）許可書の写し） ※入学前の申請では、入学後、在学証明書等を提出していただきます。 2 授業料等の額を明らかにする書類の写し		
*1 修業資金	—	児童・子	児童又は子が事業を開始するため又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（授業料、入学金など）	知識技能を習得する期間中（5年以内） *1 月額68,000円 高校3年在学時に就職を希望する児童又は子が自動車運転免許を習得する場合 460,000円	知識技能習得 期間満了後 1年間	20年以内	1 合格通知書等の入学（入所）予定を明らかにする書類（入学（入所）後は知識技能を習得する施設の長の発行する在籍証明書又は入学（入所）許可書の写し） ※入学前の申請では、入学後、在学証明書等を提出していただきます。 2 授業料等の額を明らかにする書類の写し		
就職支度資金	母・父	児童	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	通勤のために自動車を購入する場合 105,000円 340,000円	貸付けの日から 1年間	6年以内	1 就職決定（見込）書の写し 2 自動車の購入費用の見積書（通勤のために自動車を購入する場合）		
医療介護資金	医療分	母・父	母、父又は児童が、医療を受けるために必要な資金（ただし、医療を受ける期間が1年以内と見込まれる場合）	医療 特別（所得税非課税世帯の方） 340,000円 480,000円	医療又は介護を受ける期間満了後 6か月	5年以内	1 医療を受ける期間及び概算医療費（自己負担となるもの）を記載した医師又は歯科医師の診断書 2 医療費の請求書及び当該医療が行われた時期を明らかにする医師等の証明書（申請以前に受けた医療について貸付けを受ける場合） 当該介護に係る費用の総額、利用者負担額及び介護を受ける期間を確認できる書類		
	介護分	—	母又は父が、介護保険によるサービス（介護）を受けるために必要な資金（ただし、介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合）	介護 500,000円					
生活資金	技能習得期間中	母・父	技能習得期間中（貸付期間5年以内）の生活を維持するために必要な資金	技能習得期間中 月額141,000円	知識技能習得期間満了後6か月	20年以内	合格通知書等の入学（入所）予定を明らかにする書類（入学（入所）後は知識技能を習得する施設の長の発行する在籍証明書又は入学（入所）許可書の写し） ※入学前の申請では、入学後、在学証明書等を提出していただきます。		
	医療介護期間中		医療又は介護を受けている期間中（ただし、医療又は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合）の生活を維持するために必要な資金	医療介護期間中 （生計中心者でない場合） 月額108,000円 74,000円	医療又は介護期間満了後6か月	5年以内	医師又は歯科医師の発行する医療を受ける期間を証明する書類又は介護を受ける期間を確認できる書類		
	生活安定貸付		母子家庭又は父子家庭等になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金（貸付期間3か月以内）	生活安定期間中 （生計中心者でない場合） 月額108,000円 74,000円	生活安定貸付期間満了後6か月	8年以内	弁護士への委任状、訴訟提起に係る証明書等（養育費取得のための裁判費用の貸付けを受ける場合）		
	失業期間中		失業している期間中の生活を維持するために必要な資金（ただし、離職した日の翌日から1年以内）	失業期間中 （生計中心者でない場合） 月額108,000円 74,000円	失業貸付期間満了後6か月	5年以内	公共職業安定所長が交付する受給資格者証又は退職辞令等の離職等を証明することができる書類		
	家計急変		家計急変（*5）による収入の激変緩和のために必要な資金（貸付期間原則3か月以内）	児童扶養手当に準拠した額（全部支給の額）の範囲内	家計急変貸付期間満了後6か月	10年以内	家計急変の前後における養育費、給与明細、帳簿、通帳等の収入額がわかる資料等		
住宅資金	母・父	—	自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修（構造部分の修繕）又は保全に必要な資金	1,500,000円 災害、老朽等による増改築及び住宅建設・購入の場合 2,000,000円	貸付けの日から 6か月	6年以内 7年以内	1 住宅の建設、購入、増・改築（補修・保全）計画書及び見積書 2 当該住宅の所有関係を明らかにする書類（建設、購入以外の場合） 3 建築確認済証の写し（増・改築の場合は、十平方メートル以上）		
転宅資金	母・父	—	転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金（貸付けの対象となるのは新居住地が都内の場合です。契約前に、新居住地の窓口にご相談ください。）	260,000円	貸付けの日から 6か月	3年以内	1 転居先を明らかにする書類 2 移転費用の見積書		
結婚資金	—	児童・子	児童又は子の婚姻に際し必要な資金	320,000円	貸付けの日から 6か月	5年以内	1 婚姻の予定を明らかにする書類 2 必要経費を明らかにする書類		
*1.2.3 修学資金	—	児童・子	児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校において修学するのに必要な資金（授業料、施設費、通学費、食費、教科書代など） ※学校や既取得の学歴により、貸付けの対象外となる場合があります。	学校・学年別貸付限度額（右ページ）をご覧ください。	貸付けによる修学終了後6か月	20年以内 （専修学校（一般）は5年以内）	1 入学通知書又は合格通知書の写し（在学中の場合は在学証明書） ※入学前の申請では、入学後、在学証明書等を提出していただきます。 2 授業料等の額を明らかにする書類の写し		
*3.4 就学支度資金	—	児童	児童が小学校、中学校に入学するために必要な資金（所得税非課税世帯の方）	小学校入学者 64,300円 中学校入学者 81,000円	中学卒業後 6か月	20年以内 （専修学校（一般）は5年以内）	1 入学通知書又は合格通知書の写し ※入学後、在学証明書等も提出していただきます。 2 所得税が非課税又はこれと同等程度であることを明らかにする書類（小・中学校入学の場合） 3 入学金等の額を明らかにする書類の写し		
		児童・子	児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学するために必要な資金（受験料、入学金、制服代など）	専修学校（一般課程）又は公立の高等学校若しくは専修学校（高等課程）に入学する場合 160,000円 私立の高等学校又は専修学校（高等課程）に入学する場合 420,000円	貸付けによる修学終了後6か月				
			※学校や既取得の学歴により、貸付けの対象外となる場合があります。	国公立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）に入学する場合 420,000円					
			※受験料は大学等（大学・短期大学・専修学校（専門課程）若しくは高等専門学校（4年次、5年次））又は大学院に入学する場合に対象となります。	私立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）に入学する場合 590,000円 国公立の大学院に入学する場合 380,000円 私立の大学院に入学する場合 590,000円					
			知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金	282,000円	貸付けによる知識技能習得期間満了後6か月			5年以内	

- *1 高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学中又は修業施設で知識技能習得中の児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日に達したことにより、児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、金額に児童扶養手当額を加算した額が貸付限度額になります。
- *2 修学資金の貸付対象は、学校教育法に規定する高等学校及び大学等に限ります。
- *3 修学資金及び就学支度資金の項中、小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含みます。
- *4 就学支度資金の貸付限度額は、自宅から通学する場合に、上記の額からそれぞれ10,000円を差し引いた額が限度額となります。（大学院は除く）
- *5 次のいずれの要件にも該当する場合となります。①児童扶養手当法に基づく児童扶養手当等を受給していない者、②貸付申請月の前月の所得に12を乗じて得た額が、扶養親族及び扶養親族でない児童の有無・数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表第2欄に定める額未満である者

修学資金の学校・学年別貸付限度額

(月額、単位：円)

学 年 別*1			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
学 校 等 種 別 高 等 学 校 中 等 教 育 学 校 （後期課程） 専修学校（高等課程）	国公立	自 宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
	私 立	自 宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高 等 専 門 学 校	国公立	自 宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私 立	自 宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専 修 学 校 （専門課程）	国公立	自 宅	67,500	67,500			
		自宅外	78,000	78,000			
	私 立	自 宅	89,000	89,000			
		自宅外	126,500	126,500			
短 期 大 学	国公立	自 宅	67,500	67,500			
		自宅外	96,500	96,500			
	私 立	自 宅	93,500	93,500			
		自宅外	131,000	131,000			
大 学	国公立	自 宅	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私 立	自 宅	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	
大 学 院	修士課程相当 *2	132,000	132,000				
	博士課程相当 *3	183,000	183,000	183,000			
専修学校（一般課程）*4			54,000	54,000			

※児童扶養手当法施行令第4条に基づく前年所得が682万円(年収目安900万円)を超える場合の限度額

学 年 別*1			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
学 校 等 種 別	高 等 学 校 中 等 教 育 学 校 (後期課程)	国公立	自 宅	27,000	27,000	27,000		
			自宅外	34,500	34,500	34,500		
専修学校（高等課程）	私 立		自 宅	45,000	45,000	45,000		
			自宅外	52,500	52,500	52,500		
高 等 専 門 学 校	国公立		自 宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
			自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私 立		自 宅	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000
			自宅外	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500
専 修 学 校 (専門課程)	国公立		自 宅	67,500	67,500			
			自宅外	77,500	77,500			
	私 立		自 宅	84,500	84,500			
			自宅外	108,500	108,500			
短 期 大 学	国公立		自 宅	67,500	67,500			
			自宅外	86,500	86,500			
	私 立		自 宅	86,500	86,500			
			自宅外	110,500	110,500			
大 学	国公立		自 宅	69,500	69,500	69,500	69,500	
			自宅外	92,500	92,500	92,500	92,500	
	私 立		自 宅	95,000	95,000	95,000	95,000	
			自宅外	121,000	121,000	121,000	121,000	
大 学 院	修士課程相当*2		132,000	132,000				
	博士課程相当*3		183,000	183,000	183,000			
専修学校（一般課程）*4			54,000	54,000				

- *1 学校の正規の修学年限が上記の表の期間を超える場合も、各学校種別ごとの貸付限度額を修学年限の全期間に適用します。
- *2 修士課程相当とは、修士課程、博士前期課程、専門職学位課程（専門職大学院）、一貫制博士課程前期相当分をいいます。
- *3 博士課程相当とは、博士課程（博士医・歯・獣医・薬学課程を含む）、博士後期課程、一貫制博士課程後期相当分をいいます。
- *4 一般課程とは、修業年限2年未満の専門課程と一般課程をいいます（就学支度資金も同様）。